

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月23日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2555

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 グループ管理部門統括 安田昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 03(5456)2731

【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 目黒隆幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業拡大に伴い、第3条（目的）に事業目的を追加
監査等委員会設置会社に移行するため、定款を一部変更
非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため定款を一部変更

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）16名選任の件

次の者を取締役として選任
熊谷正寿氏、安田昌史氏、西山裕之氏、相浦一成氏、伊藤正氏、山下浩史氏、宮崎和彦氏、堀内敏明氏、有澤克己氏、新井輝洋氏、佐藤健太郎氏、児玉公宏氏、野村正光氏、鈴木明人氏、中條一郎氏及び森輝幸氏

第3号議案 監査等委員4名選任の件

次の者を監査等委員として選任
武藤昌弘氏、小倉啓吾氏、郡司掛孝氏及び増田要氏

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額10億円以内と設定

第5号議案 監査等委員の報酬額設定の件

監査等委員の報酬額を年額4,000万円以内と設定

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	884,044	31,135	0	(注)1	可決 94.46
第2号議案 取締役（監査等委員 であるものを除 く。）16名選任の件					
熊谷正寿	692,869	222,318	0		可決 74.03
安田昌史	828,307	81,748	5,132		可決 88.50
西山裕之	842,971	67,085	5,132		可決 90.07
相浦一成	842,955	67,101	5,132		可決 90.06
伊藤正	842,964	67,092	5,132		可決 90.07
山下浩史	842,966	67,090	5,132		可決 90.07
宮崎和彦	842,961	67,095	5,132		可決 90.07
				(注)2	

堀内敏明	842,942	67,114	5,132		可決	90.06
有澤克己	842,943	67,113	5,132		可決	90.06
新井輝洋	842,929	67,127	5,132		可決	90.06
佐藤健太郎	842,940	67,116	5,132		可決	90.06
児玉公宏	842,947	67,109	5,132		可決	90.06
野村正光	842,956	67,100	5,132		可決	90.07
鈴木明人	842,857	67,199	5,132		可決	90.05
中條一郎	862,000	48,055	5,132		可決	92.10
森輝幸	862,036	48,019	5,132		可決	92.10
第3号議案 監査等委員4名選任 の件						
武藤昌弘	868,667	41,388	5,132	(注) 2	可決	92.81
小倉啓吾	876,890	38,299	0		可決	93.69
郡司掛孝	882,431	32,758	0		可決	94.28
増田要	880,739	34,450	0		可決	94.10
第4号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬額設定 の件	909,255	801	5,133	(注) 3	可決	97.15
第5号議案 監査等委 員の報酬額設定の件	914,519	668	1	(注) 3	可決	97.71

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。